

平成 22 年度 第 1 回 市民参加推進会議 会議概要

日 時	平成 22 年 6 月 3 日 (木) 13:30~16:30	
会 場	白井市役所 4 階 大会議室	
出席者	委 員 出席 8/欠席 1	深澤 正昭会長、加藤 三洲委員、星野 隆史委員、 遠藤 吉英委員、梶原 清子委員、菊地 正夫委員、 濱崎 嘉徳委員、吉井 信行委員
	事務局	大塚市民参加推進課長、笠井副主幹、元田主任主事
	傍聴者	1 名
会議概要 会長挨拶	深澤会長 任期も最後の年となった。みなさんの協力のもとに有意義な会議になるようによろしくお願いいたします。	
配布資料 説明	事務局から配布資料説明 ○資料について ○本日の会議内容について	
進行	深澤会長の進行のもと、事務局から各議題について説明を行ったうえで、質疑・討論を実施した。	
議題 1	<p>H21 年度答申『今後の取り組み提言』に対する市の取り組み実績 平成 21 年度 市民参加推進会議からの 2 つの提言に対する市の取り組みを委員に報告</p> <p>提言 1 情報公開の一元化と参加機会の拡充 〈市の対策〉 ○平成 21 年 10 月 15 日付けで全課に通知し、取り組むよう要請 ○平成 21 年 12 月広報しろい等で市民に公表 ○市ホームページに市民参加のコーナーを設け、情報の一元化を図った。</p> <p>提言 2 実施段階への市民参加を推進するため 〈市の対策〉 ○平成 21 年 10 月 15 日付けで全課に通知し、取り組むよう要請 ○平成 21 年 12 月広報しろい等で市民に公表 ○平成 23 年度を目途に(仮称)市民参加・協働の推進プランを策定予定</p>	

○ 公共の用に供される大規模な施設整備については、具体的な基準がないため今後市民参加推進会議等において調査を検討

質問・討論等、特になし

議題 2

平成21年度市民参加の実施状況に対する総合的評価(諮問内容)

平成 21 年度本年度、市長から諮問を受けた諮問内容および、平成 21 年度の市民参加推進会議での評価対象事業の説明
今年度は 7 事業が対象となる。

諮問 1 総合的評価に関すること。(市民参加条例第 25 条第 2 項第 1 号)

- ①白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定事業 (都市計画課)
- ②白井市次世代育成支援地域行動計画策定事業 (児童家庭課)
- ③健康増進計画策定事業 (健康課)
- ④災害時要援護者避難支援プラン策定事業 (交通防災課)
- ⑤白井市耐震改修促進計画策定事業 (都市計画課)
- ⑥白井市第 4 次総合計画後期基本計画策定事業 (企画政策課)
- ⑦男女共同参画推進行動計画策定事業 (企画政策課)

諮問 2 市民参加の方法の研究に関すること(条例第 25 条第 2 項第 2 号)

市民参加の更なる推進と住民自治の進展を資するため、現在、市では常設の住民投票条例の検討を進めており、当会議で常設の住民投票条例について研究願いたい。

諮問 3 市民参加条例の検証・見直しに関すること

(条例第 25 条第 2 項第 3 号)

平成 16 年 6 月の市民参加条例施行以来 6 年が過ぎ、その内容を検証し、見直しが必要かどうか審議願いたい。

質問・討論等、特になし

会長コメント

情報公開ということでは、6 月 1 日の広報においても PR をしております。そういう意味ではだんだん関心がでてくるのではないかなという考えでおります。

議題3

平成 22 年度市民参加推進会議の進め方について

答申までのタイムスケジュール：4回の会議を想定し、予算化

○第1回会議：6月3日(木)

・諮問内容について

・平成 22 年度市民参加推進会議の進め方について

・総合的評価について

○第2回会議：7月6日(火) 9時30分～ 市役所4階大会議室

・総合的評価について

○第3回会議：8月24日(火) 9時30分～ 市役所4階大会議室

・常設の住民投票条例の研究について

・市民参加の条例の検証・見直しについて

○第4回会議：9月14日(火) 9時30分～ 市役所4階大会議室

・平成 21 年度答申書まとめ

○9月～10月頃：市長に答申書提出

○11月頃：広報しろい等で公表

※ただし、4回の会議で答申に至らないと思われるときは、委員のみ
なさんと相談のうえ会議を予定したい。

※以下のスケジュールおよび議題を決定した。

※日程については、7月1日の広報にて掲載予定

※本日欠席委員に対しては、別に通知を行う。

※第3回の議題は、住民投票条例であるが、第2回会議が終わった後
で、第3回会議までの間に、各自治体の住民投票条例の実施・策定
状況等について把握を行うため、8月中旬ごろまでに事務局から各
委員へ資料を書類とメール（リンク）で送付する。

議題 4

平成 21 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価(審議)

○平成 21 年度の市の事業において、市民参加推進会議の評価の対象
事業は 7 事業あり、第 1 回・2 回の市民参加推進会議で結論を出
したいことから、第 1 回会議では 3 事業につき評価を行う。

○評価については、平成 21 年度市民参加対象事業の評価項目と評価
基準・配点をもとに、記載内容について会長が、各委員に、市民参
加実施状況評価調書から読み取った実施事業の誤認識、記載もれ・
採点基準の誤認識がないかについて確認したうえで、合意のうえ
で、評価項目を決定した。

○特に、今年度から、評価基準が変更となったことから、昨年度事業
の実施状況も含むこと・評価基準について、前年度の評価基準に基

づいて実施していないかの確認を徹底した。

- 配布資料については、各委員が提出した資料を事業ごとにまとめたものであり、基本的には文言の変更は行っていない。ただし、事実について記載しているもので、重複するものについてはスペースの都合削除したものもある。
- なお、評価については、第1回会議および第2回会議で一通り実施し、評価における評価基準のズレ等の修正を後日実施する。

事務局から補足説明

昨年度評価の基準の見直しをして、見やすくなったとは思う。しかし、その一方で、2年間の事業を1年ごとに評価しているので、なかなか点数があがらない、ということは各課から指摘がある。

※ 今年度からの引き続きのものについては、前年度のものを加えたため、そのあたりは是正されたが、今年度から開始するもの、事業初年度については、翌年以降に予定しているものについて加点されないため。

今回再確認した評価基準

評価基準については、将来変えることはありえても、できるだけ明解な、論理的な基準についてとりあえず、決めておいて、今後変更をしてもいいのではないかという意見が委員からあったことから、あらためて再確認を行った。

※実施した市民参加の方法については、実施の有無で次の通り判断する。(質は評価しない。)

- 1つ実施した場合 10点
- 2つ実施した場合 15点
- 3つ以上実施の場合 20点

その他の評価基準については、実施状況の客観的な評価に、質の評価を含めて実施する。特に市民への情報提供については、原則的に質にこだわって評価する。

諮問 1 ①

白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定事業

総合評価 △ 33点/100点

評価については、別添資料 評価結果(案)を参照

〈今年度未実施の市民参加手法〉

- ※審議会の設置：未実施のため評価せず。
- ※アンケート調査実施：未実施のため評価せず。
- ※意見交換会の開催：未実施のため評価せず。
- ※ワークショップの開催：未実施のため評価せず。
- ※住民投票：未実施のため評価せず。

主な意見・質疑

- この条例の文言を見ると、全地域に該当する条例を直すようである。文言だけでは、自分たちの地域が該当するかどうかの判断がわからない。だからパブコメで問題を出しようがない。
- 今回のパブリックコメントの募集期間は 15 日間であり、市民参加条例の規定する 2 週間を越えているため、期間については条例上問題ない。ただし、建築物の制限に関する条例は、市民生活においては、非常に重要なものであるという性質を考えると、もう少し期間があった方が、市民も考える余裕があったのではないかとということで、期間が短いという意見があった。
- パブリックコメントについては、内容は判断の範疇ではないが、手法については、設置場所を含めて手厚く周知するための工夫が非常になされている。このことはちゃんと評価すべきである。
- 既存の審議会等において、審査を図れると、周知の観点からもわかりやすかったのではないか。
- 素案の概要報告と、パブリックコメントが別の時期でも良かったと思う。
- パブリックコメントの意見応募が 0 であることについて、パブリックコメントという手法を用いたことについて、その他の手法にするべきである。
- パブリックコメントという手法を用いたことで、素案の段階で市民に対して、情報提供が図れた。
- 評価については、もう少し調査書に書き込みがないと評価の仕様がでない。
- これは地区別計画というものがつくってあり、それを実行するための建築物の制限を求めるものである。地権者やそこに住んでいる人との話し合いを持って、それを実行するための条例なわけだが、委員の指摘のあるように、対象の事例のように市民参加条例の手法は制限されるということはあると思う。
- 地区別計画の担保のための条例である。これを全部の市民にオープン

ンにすることは難しいのかなと思う。

○確かに、パブコメ以外の方法もあるかと思うが、全ての市民に該当するわけではないと思う。意見交換会などの手法があっても良かったかもしれない。

諮問 1 ②

白井市次世代育成支援地域行動計画策定事業

総合評価 ○ 68点/100点

評価については、別添資料 評価結果（案）を参照

<今年度未実施の市民参加手法>

※アンケート調査実施：昨年度評価済みのため議論せず。

※意見交換会の開催：未実施のため評価せず。

その他の特記事項の記載に、意見交換会実施の記載があるが、公の意見交換会ではなく、現地でヒアリングを実施したということから、市民への情報提供で重ねて評価することとする。

※ワークショップの開催：未実施のため評価せず。

※住民投票：未実施のため評価せず。

主な意見・質疑

○ 実施した市民参加の方法：実施の有無で判断（質は評価しない）については、3つ実施していることから、20点でよい

○ パブリックコメントの意見応募が0であることについて、パブリックコメントを実施して、市民に対して何を求めているのかわからないため、意見を応募しようがない。

○ なんで、応募が0なのかの検証が必要である。市民が悪いのか、記事の出し方が悪いのか、設置場所などの手法が悪いのか。

○ 表現が抽象的であるから、応募しづらい。

○ パブリックコメントを「実施します」は、「募集します」の方が表現としてよいのではないか。

○ パブリックコメントという言葉の意味は、一般の人にはわからない。

○ 広報にパブリックコメントの情報を掲載しようとする、紙面が限られていることもあり、わかりづらい。したがって、現状では、広報ではパブリックコメントの募集中であること、内容は別に用意した素案を見て対応して欲しいというものがほとんどである。広報だけで判断して欲しいということはほとんどない。

○ アンケートと比較して、市が実施している市民へのアンケートは感

- 覚で記入できるようになっており、一律に比較できない。
- 意見を募集する際に、総論なのか、各論なのか、どこに意見を求めているか、パブリックコメントの中でも募集をする際に、濃淡をつける必要がある。
 - パブリックコメントを実施する計画・構想に、強い興味を持っている人は、公募委員に入っていることが多いから、パブリックコメントが少ないのではないのか。
 - アンケートを実施した場合、市の負担する費用がかなり大きい。パブリックコメントの効果を高めるためには、素案の概要を広報等で周知する必要があり、それを元に応募できるようにするしかない。そのときは、アンケートを実施する場合の費用と、広報を1ページ増ページした場合の費用とを比較して、効果の高いほうを採用するということも考えられる。
 - 現地でのヒアリングによる意見交換会については、市民への状況提供として評価する。
 - プロセスはきちりしているので、結果を公開してほしい。
 - 市民参加がしやすいテーマではある。

諮問 1 ③

健康増進計画策定事業

総合評価 ○ 69点/100点

評価については、別添資料 評価結果（案）を参照

<今年度未実施の市民参加手法>

- ※アンケート調査実施：昨年度評価済みのため議論せず。
- ※意見交換会の開催：未実施のため評価せず。
- ※ワークショップの開催：未実施のため評価せず。
- ※住民投票：未実施のため評価せず。

主な意見・質疑

- 同じ時期にアンケート調査を行ったが、次世代育成支援計画と比べて、きちんと公表しているのは評価できる。
- パブリックコメントもこういう風には書けばいいというサンプルがあればいいのではないか。
- 若い世代であれば、市ホームページなどで提出書類の書式を得やすいが、窓口にとりに行くのだと、大変である。
- 事業に精通していないと、なかなかパブコメは書けないというものが多い。

- パブリックコメントの過去の回答事例については、「既に織り込み済み」という表現が多い。
- アンケートのように、どちらかというものではないので、ある程度知識がないと難しい。
- 比較的实施はしているが、募集の仕方や工夫が必要なのではないか。
- 公募委員については、50%程度が望ましいと考えている。
- 市が公募委員を断る時は、年齢構成、男女構成など理解できるような基準があり、きちんとした形で個人を選択する必要がある。
- アンケートの回収率について、ガイドラインを作成する必要がある。
- アンケートの回収率については、根拠が必要なのでは。少ない場合どうしたらいいのかが問題になる。

会議終了

諮問 1 ①～③事業の評価（案）を作成

次回会議は、7月6日(火) 9時30分～市役所4階大会議室で実施
予定